

米子市監査委員告示第7号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

住宅政策課

3 監査対象の概要

住宅政策課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 総合的な住宅政策に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関すること。
- (3) 空き地対策の推進に関すること。
- (4) 市営住宅に関すること。
- (5) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の規定に基づく事務に関すること。

また、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年3月末日現在）は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和6年4月1日から令和7年3月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和7年5月28日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂 正史・植田 昭・中田 利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 使用料及び手数料においては、行政財産使用料の額の算定が誤っているものがあったので、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 国庫支出金においては、次の不適切な処理があった。

a 交付額の変更通知によらず、実績見込をもって調定変更しているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 調定日が誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 県支出金においては、次の不適切な処理があった。

- a 調定日が誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- b 交付申請書において、財政課長に協議をしていないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- c 交付決定通知書において、財政課長に協議をしていないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 諸収入においては、次の不適切な処理があつた。

- a 歳入の所属会計年度を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- b 調定をしていないものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- c 納入期限を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 委託料に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

(ア) 委託業務完了報告書を徴取していないものがあつたので、市営河崎住宅90号ほか清掃業務契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 同一業務を、合理的な理由なく分割発注しているものがあつたので、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 指定管理業務において、管理業務に従事する職員の名簿を徴取していないものがあつたので、米子市営住宅の管理に関する基本協定書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ク 使用料及び賃借料に関する支出事務については、随意契約理由書において、該当する条文を誤っているものがあつたので、米子市契約規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ケ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

サ 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、補助金交付決

定通知書の日付を誤っているものがあったので、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）及び米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

シ 補償、補填及び賠償金に関する支出事務については、移転完了届出書において、届出日付が記載されていないものがあったので、今後、適正に処理すること。

ス 釣銭資金の管理事務については、適正に処理されていた。

（2）公有財産の管理事務

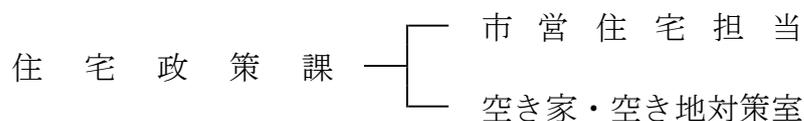
公有財産台帳の整備事務については、住宅政策課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合していないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（3）物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量が符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図 (住宅政策課)



別 表 (住宅政策課)

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和7年3月末日現在)

歳 入 (単位: 円・パーセント)

| 費 目 | A 予 算 現 額 | B 調 定 額 | C 収 入 済 額 | D 不 納 欠 損 額 | B - C - D 収 入 未 済 額 | C/A | C/B |
|-----------|--------------|-------------|--------------|----------------|------------------------|-------|-------|
| 土 木 使 用 料 | 261,208,000 | 259,081,492 | 238,106,407 | 873,047 | 20,102,038 | 91.2 | 91.9 |
| 土 木 手 数 料 | 46,000 | 10,650 | 10,650 | 0 | 0 | 23.2 | 100.0 |
| 土木費国庫補助金 | 182,222,000 | 181,684,875 | 176,880,000 | 0 | 4,804,875 | 97.1 | 97.4 |
| 土木費県補助金 | 6,565,000 | 4,207,250 | 2,945,250 | 0 | 1,262,000 | 44.9 | 70.0 |
| 土木費委託金 | 630,000 | 653,000 | 653,000 | 0 | 0 | 103.7 | 100.0 |
| 弁 償 金 | 0 | 114,989 | 114,989 | 0 | 0 | - | 100.0 |
| 雑 入 | 328,000 | 2,617,895 | 1,194,058 | 47,783 | 1,376,054 | 364.0 | 45.6 |
| 土 木 債 | 237,500,000 | 232,500,000 | 51,300,000 | 0 | 181,200,000 | 21.6 | 22.1 |
| 合 計 | 688,499,000 | 680,870,151 | 471,204,354 | 920,830 | 208,744,967 | 68.4 | 69.2 |

※繰越額を含む。

歳 出 (単位: 円・パーセント)

| 費 目 | A 予 算 現 額 | B 支出負担行為額 | C 支 出 済 額 | A - C 予 算 残 額 | C/A | C/B |
|-----------|--------------|--------------|--------------|------------------|------|------|
| 住 宅 管 理 費 | 290,782,000 | 257,296,447 | 222,850,637 | 67,931,363 | 76.6 | 86.6 |
| 住 宅 建 設 費 | 411,404,200 | 409,939,750 | 384,161,150 | 27,243,050 | 93.4 | 93.7 |
| 合 計 | 702,186,200 | 667,236,197 | 607,011,787 | 95,174,413 | 86.4 | 91.0 |

※繰越額を含む。